

専決処分報告 第 5 号

高知県立高等学校における遠隔授業の実施に関する規則に関する専決処分報告

高知県立高等学校における遠隔授業の実施に関する規則を別紙のとおり規定することについて、高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に専決したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

高知県教育委員会事務専決規程（平成4年高知県教育委員会訓令第1号）

第6条 教育長は、第2条に定める事務以外の事務について緊急やむを得ない事情により教育委員会に付議することができないときは、これを臨時に専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に専決したときは、次の教育委員会の会議に報告し、承認を得なければならない。

教育委員会規則

高知県立高等学校における遠隔授業の実施に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第2号

高知県立高等学校における遠隔授業の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第88条の3の規定に基づき、授業を多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる方法（以下「遠隔授業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第2条 遠隔授業の配信を行う場所は、高知県教育センター（高知県教育センター設置条例（昭和39年高知県条例第15号）により設置された高知県教育センターをいう。次項において同じ。）とする。

2 高知県教育センターにおいて遠隔授業を担当する職員は、高知県立岡豊高等学校（高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例（昭和32年高知県条例第19号）により設置された高知県立岡豊高等学校をいう。）に勤務を命ぜられた職員（高知県立学校の管理運営に関する規則（昭和35年高知県教育委員会規則第8号）第5条第1項及び第3項の職員をいう。）のうち、高知県教育長が指名する者とする。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、遠隔授業の実施に関し必要な事項は、高知県教育長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎高知県立高等学校における遠隔授業の実施に関する規則